

東京都立拝島高等学校管理運営規程

令和5年4月1日
校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等に定めるところに従い、東京都立拝島高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育を司る。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育を司る。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部及び保健厚生部を置く。
教務部は、教育課程、学籍諸表簿、学習指導、授業、考査、入学選抜等教務に関すること、研修等、

図書館管理運営に関すること、広報、生徒募集、入学選抜、儀式、記録、施設、防災、PTA、同窓会に関することを取扱い、防災教育推進委員会を掌る。

生活指導部は、生活指導全般に関すること、生徒会、部活動等に関すること、及びいじめ防止を取扱い、生活指導部内に問題行動への対応と未然防止を図る学校サポートチームを設置する。

進路指導部は、進路指導に関することを取扱う。

保健厚生部は、保健、美化、生徒の厚生に関することを取扱う。

2 学年

第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

3 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

(2) 国語、地理歴史及び公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 学校運営連絡協議会

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 委員会

防災教育推進委員会、教育課程検討委員会、行事検討委員会、施設検討委員会、図書館資料選定委員会、教科書選定委員会、学校保健委員会、入学者選抜委員会、都立学校開放事業運営委員会、安全衛生委員会、「総合的な探究の時間」委員会、省エネ委員会、情報システム委員会、学力向上推進委員会、学カスタンダード推進委員会、図書館運営委員会、学校いじめ対策委員会、特別支援教育委員会

防災教育推進委員会は、防火防災対策を取扱い、非常時の自衛防火防災組織の本部を兼ねる。

教育課程検討委員会は、教育課程の編成・評価・改善について検討する。

行事検討委員会は、学校行事全般について検討する。

施設検討委員会は、共用施設について検討する。

図書館資料選定委員会は、図書館の図書等を選定する。

教科書選定委員会は、教科書を選定する。

学校保健委員会は、生徒の健康の増進、維持管理について検討する。

入学者選抜委員会は、入学者選抜（選考・採点・検査問題作成等）の業務を行う。

都立学校開放事業運営委員会は、体育施設開放及び公開講座運営について検討する。

安全衛生委員会は、教職員の健康や安全衛生について検討する。

「総合的な探究の時間」委員会は、「総合的な探究の時間」並びに「人間と社会」の年間計画の策定をはじめとする授業実施に必要な業務を行う。

省エネ委員会は、「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」に基づき省エネ活動を推進する。

情報システム委員会は、コンピューターで扱う情報を適切に管理し、情報セキュリティーを推進する。

学力向上推進委員会は、生徒の学力の三要素を養い、「確かな学力」の向上を推進する。

学カスタンダード推進委員会は、拝島高校学カスタンダードを作成し、拝島高校学カスタンダードに基づく学習指導・評価を推進する。

図書館運営委員会は、図書館専門員（会計年度任用職員）と図書館を運営する。

学校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を行う。特別支援教育委員会は、特別支援教育に関する生徒指導の検討及び対応、教職員研修等の企画立案、運営を行う。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動の運営に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭その他校長が必要と認めた者（教務部・生活指導部・進路指導部・保健厚生部の主任、各学年主任及び経営企画室課長代理等）とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他

必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確にされているかの確認を受けなければならない。

8 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、資料を添えて副校長に申し出、企画調整会議を経る。

(2) 職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員、非常勤教員、実習支援専門員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

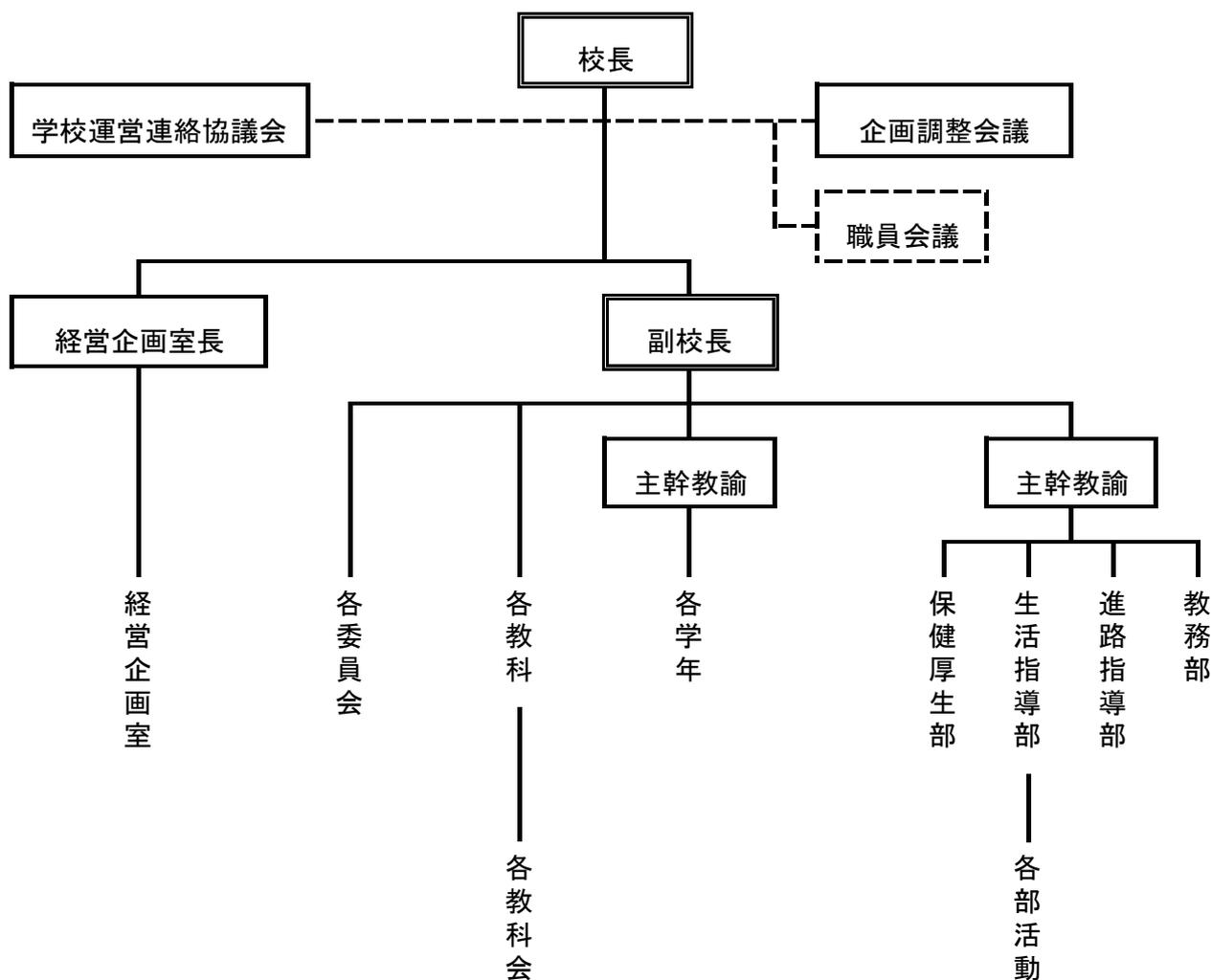
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会の詳細については、別項設置要綱に記す。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。